

雇用維持に努力される企業の事業主の皆様へ

～雇用に関する助成金のご案内～

1 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金

急激な資源価格の高騰や景気などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、休業・教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金の一部を助成します。

2 特定就職困難者雇用開発助成金

障害者などの就職困難者をハローワーク又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部の助成を行います。

3 高齢者雇用開発特別奨励金

雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者（一定の支給要件があります。）をハローワーク又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）に対して、賃金相当額の一部の助成を行います。

4 若年者等正規雇用化特別奨励金

「年長フリーター及び30代後半の不安定就労者」又は「採用内定を取消されて就職先が未決定の学生等」を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。

5 中小企業雇用安定化奨励金

平成20年4月以降、有期雇用者を正社員へ転換し、一定の条件を満たした場合に支給を受けることができます。

6 介護未経験者確保等助成金

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、助成します。（平成20年12月1日以降の雇入れが対象です。）

7 介護労働者設備等整備モデル奨励金

介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）について、導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、計画期間内に移動した介護福祉機器に係る所要経費の1/2を助成（上限250万円）します。

8 離職者住居支援給付金

世界的な金融危機が雇用面にも急激に影響を及ぼす中、やむを得ず派遣労働者や有期契約労働者等の雇用契約の中途解除や雇止め等を行った場合において、当該労働者に対し離職後も引き続き住居を提供するか、住居に係る費用を負担した事業主の方に助成をします。

9 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に奨励金を支給します。（一定に支給要件があります。）

10 障害者雇用ファースト・ステップ奨励金

障害者雇用経験のない中小企業において初めて障害者を雇用した場合支給する。

11 特例子会社等設立促進助成金

比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のため、障害者を新たに雇用する事業主に対して助成金を支給します。



詳細については、愛知労働局のホームページをご覧ください。

<ホームページアドレス>

<http://www2.aichi-rodo.go.jp>